

由本企調第 649 号
平成 20 年 1 月 7 日

本荘地域協議会会長 細 谷 文 夫 様

由利本荘市長 柳 田 弘

地域協議会意見書にかかる回答について

日頃、市政に対しましては格別のご理解とご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 19 年 11 月 16 日付で貴協議会より提出されました意見書につきまして、別添のとおり回答いたします。

担 当
企画調整部 企画調整課
企画調整班 佐藤・佐々木(夢)
電話 24-6231 (内 357)

事 項

1. 「住民自治、活力とにぎわいのあるまちづくり」について

I. 行政と住民自治のあり方(地域協議会と地域懇談会等との連携等)について

新市まちづくり計画」では、新市の住民自治の充実が大きな目標であり、まちづくり応援機能を有する組織を作ることが明記されているが、具体化していないのが現実である。第1分科会においては、住民自治の新しい形をどのように作りあげていくかを提案する」ということが大きな論点であるなか、以下のとおり提言する。

1. 我々は地域協議会として話し合いをしているが、由利本荘市として一つの市になり共通の課題・問題点もあるはずである。よって、本荘の地域協議会だけで話し合っていればよいというものではない。そういう意味でも由利本荘市の八つの地域連絡協議会等で色々意見交換をした中で【共通した課題】に対して、それぞれの地域協議会において意見を述べていくことも重要である。

2. 地域協議会は、広く市民の声を反映させ、意見交換するために合併後に作った組織であるから、地域振興会とは別に、あるいは全く関係なく地域協議会があるのではなく、地域振興会や地域懇談会とうまく連携可能となる係わりを持たせなければならない。

3. 具体的な例としては、8つの地域協議会のうちの例えば一つの他地域協議会と、あるテーマについて、全員が一同に会して「合同懇談会」などを開催したらどうか。

4. 合併前は、それぞれの地域懇談会には市長も出席して、要望に対する答えも迅速に対応し、明快であったが、合併してからは、その対応のスピードが若干遅くなったように感じている。合併して範囲が広がったから仕方がないではなく、制度や仕組みを工夫して変えていく必要がある。

5. 各地区には、地域懇談会、地域振興会、地域連絡協議会といった様々な組織があるなか、各町内会から問題や要望などが地域振興会に集められ、そこから市に対して要望という形が現在とられている。今後、地域住民からの意見や要望をより確実に行政にあげていくためには、地域振興会や連絡協議会などとの連携に考慮しながら、町内会でもなく懇談会でもない新しい組織(一括して要望を取りまとめる新たな組織)を通じて伝えていくことを考えていかなければならないと考える。その新たな住民自治のシステムを作るべく、行政と住民の話し合いのプロセスを経た上で、行政における積極的な政策づくり、提案が必要と考える。

6. 例えば、行政から、こんな制度を使えば新しい事業として予算が付き実施できるという情報提供が、これからの住民自治には必要ではないかと考える。しかし、現実には何らかの仕組みやシステムがないと動かないので、住民と一緒に協働でやっていくキーマンが必要である。出張所は、出張所職員がその役割を担うことができると考えるが、出張所のない中央部であっても、職員の顔が見える体制(仕組み)で進めなければならない。

7. 住民自治を立ち上げ進めるためには、いわゆる行政の政策的誘導が必要である。

例えば、「(仮称)まちづくりセンター」のような組織をつくり、そこに行政職員を配置し、「こんな事をしていないか。」という形の協働作業の中から住民自治活動を育てていくようなことがあっても良いのではないか。

※以上5～7については、地域協議会として、新市における住民自治の充実・発展のためには、「具体的な施策」が早急に必要であることを強く感じている表れである。

8. 懇談会での要望の中には、他地域との交流の中で実現可能になったこともある。そのようなメリットもあるので、ぜひ他地域(本荘地域内の他地区、他地域の双方の意味を含む)との交流・連携の際には、市サイドでも協力をお願いしたい。

(回答)

1～8.合併から3年になろうとしておりますが、合併協議時の想定とは状況が変わった事案も見られます。地域協議会につきましては、他地域の協議会からのご意見をいただいておりますので、地域協議会のあり方や地域振興会等との連携等について検討してまいります。

平成19年、地域協議会の正副会長協議会が設立されましたので、そこにおいても、ご提言内容についてご検討いただきたいと存じます。(企画調整部)

II. 農林水産業、商工業の振興について

9. 最近、「由利牛の商標登録」が広く知られるようになったが、「由利牛」、「本荘うどん」、「ゆり根うどん」等の地場産品を食べさせる店ができるなど、やっと「商業と観光と農業が一体」となって物事を進める準備ができてきたと感じた。その意味で、農林業は農林業、商業は商業、観光は観光といった独立した対応でなく、3者が一体となって由利本荘市の名産・名物を作り出すことが重要であり、また、それが可能となる「話し合いの場」が必要である。

併せて、それら特産品を、市民を始め不特定多数のひとが大勢集まる、例えば「道の駅」などの施設でPRし、売り出すことをもっと工夫していくべきでないか。

10. 農業については、今年から農業政策の大転換である「集落営農組織、担い手への支援(補助)」が打ち出され、個々の農家には支援がない状況となっている。そのため農家、農村地域が非常に苦勞をしており、それらに対する何らかの地域支援策をお願いしたい。

11. 本荘郷土資料館で、「本荘ごてんまりと全国コンクールの歩み」が開催されたが、多くの作品が一堂に会し、その美しさに圧倒された。ぜひ、全国大会の開催が可能となる常設の「ごてんまり展示場」を設置してもらいたい。

12. TDKが本荘地域に新たに本格的に進出してくることにより、来年の春以降、雇用や経済にどのような影響が出てくるのかということを考慮した政策、まちづくりを実施していただきたい。

13. TDKの水の使用に関連して、水問題の解決としては、やはり早急に鳥海ダムを完

成していただくよう市でも尽力願いたい。

(回答)

9.合併後に農協、商工会、行政で構成する特産品推進協議会を設置し、特に推奨する特産品を選定して販売促進に努めております。また、「道の駅」「宿泊施設」「入浴施設」等市内観光施設において、地場特産品を展示販売するように働きかけております。

今後とも一層PRに努めて参ります。(商工観光部)

10.平成19年から品目横断的経営安定対策が始まり、国は価格補てんなど担い手に重点的に支援を行っております。

このため、中小農家は米価下落などにより、経営的に困難な状況にあります。

市としても、農業でがんばる農家を支援するため、複合作物の作付には担い手と同レベルの支援を行っているほか、農地水環境保全対策や中山間地域等直接支払いなど、地域として「農地保全や営農の継続」などに取り組む集落を支援するなど、農業振興を図って参ります。(農林水産部)

11.ごてんまりの展示について、現有施設での常設展示は難しいと考えられますが、企画展示が可能な各地域施設に貸し出しを行なうなど、なるべく多くの方にご覧いただけるよう検討して参ります。(商工観光部)

12.TDK-MCC新工場進出計画では、正規社員、非正規社員を含めた全体の雇用人員を操業開始時に400人、平成21年度には800人とし、将来的に1,400人の国内最大規模のマザー工場を目指しており、地域の雇用情勢の大幅な改善にも期待を寄せております。

また、新規雇用による新たな人材育成の機会創出や本社社員及び家族の転入による、教育・文化・生活環境の整備など、消費支出による相乗効果があると認識しております。

この計画を受け、新工場建設に係る事項や本市に転入予定の従業員及び家族への支援等に全庁総合的に対応するため「庁内連絡調整会議」を設置しております。

現在、操業開始に向けた「水道」及び「ガス」供給施設の整備に取り組んでおり、当面は、県に対してのアクセス道路の改良要望や転入児童・生徒の受け入れ体制整備等について配慮して参りますが、今後は、1,400人規模の新工場操業を見据えたまちづくりを含め検討して参ります。(企画調整部・商工観光部)

13.平成19年6月に「鳥海ダムの建設を促進する市民の会」から「ダムの早期着工」に向けて51,109人分の署名簿を添えた要望書が提出されました。

国県等への要望では何よりも地元住民の生の声が重要であり、市と市議会との合同要望や期成同盟会の要望において強力に訴えてきておりますし、今後も機会

あるごとに関係機関に強く働きかけて参ります。(企画調整部)

Ⅲ. その他

14. 芋川河川改修に伴い整備された「芋川さくらづつみ」は、大きな目標を持って取り組んでいるのであるから、ぜひ予算措置もしていただきたいし、弘前市のように「さくら課」などを組織するなど、行政においても踏み込んだ対応をお願いしたい。

15. 「芋川さくらづつみ」は、地域振興会と連携しながら、地域住民として協力できる部分は協力しつつ、どうしてもできない部分は行政で予算措置の対応をしていただくという形で、日本一の「さくらづつみ」をつくるということが大事である。

16. 全長9.9kmという芋川さくらづつみ」があり、また由利本荘市の花が「さくら」になり、市街地に桜の名所である「本荘公園」もあることから、まちの中にも桜が連なるようにしていくという「景観の意識」を持って対応することが大事である。

(回答)

14.15. 芋川桜づつみは、「芋川を楽しむ会」による、桜の周りの草刈りや河川敷のクリーンアップ、また、会員からの協力金や造園業組合からいただいた寄付金を基に桜の枯れ枝除去などの管理も行っております。さらに、芋川沿いの町内会や有志の方による、堤防等の草刈りの協力をいただいているところでもあります。

市としましては、花後の施肥、病虫害防除、草刈り等の維持管理を行うとともに、造園業者のご協力による桜の生育調査も行い、専門的見知からご指導いただいております。

今後も、日本一の「桜づつみ」を目指して、「芋川を楽しむ会」をはじめとし、会員以外の植栽者さらには地域の方々などに協力をお願いするなど、市民と行政の協働は勿論ですが、市といたしましても桜の成長に合わせた適時な維持管理に努めて参りますので、ご指導・ご協力をお願いいたします。

また、組織については、「芋川さくらづつみ」を含めた市内全域のさくらの管理について、それぞれの地域及び所管部署において適切に管理していくとともに、市民、各種関係団体及び市が一体となった管理体制のもとで取り組んで参りたいと存じます。(総務部・建設部)

16. 平成19年4月、市内に「さくらプロジェクト」を設置し、ランドデザイン構築に向けた準備作業として、市内の「さくら」の写真撮影を行っており、現在そのデータを整理した「さくらマップ」を作成中であります。

今後、このプロジェクトの上部組織である、部長・総合支所長からなる「市内検討委員会」での協議を経て、市民各層からの意見を伺いながら、ご提言のあった事を含めランドデザイン案を作成して参ります。(企画調整部)。

I. 高齢者、障害者など、すべてのひとにやさしいまちづくりについて

1. 子育て支援として、特にファミリー・サポートに対する支援などよくやっていただいているが、組合病院跡地の利用計画には福祉サービスの的なものが入っていないので検討願いたい。

2. 現在、石脇、旧本荘の方で休日保育などをやっているが、車社会でもあることにも対応して、市内の空き店舗を利用した休日保育・一時保育、あるいは病後児保育ができる支援対策をとっていただきたい。

3. 空き店舗に関して、大学生は色々案はもっているが、資金が無く自分たちの力を発揮できないでいるようだ。そのような大学生でも空き店舗活用に参加できるよう市から補助金を出していただきたい。

4. ここ数年、核家族化に因果関係があるかどうか不明だが、非常に手のかかる子どもが増えていることが懸念されている。一方、本荘保健センター、鶴舞会館では子育て相談事業を開催しているが、これまでのようにただ来るのを待つだけの開催方法ではなく、現場(各地区や各家庭など)に足を運んで指導助言してくれるようなシステムの構築をお願いしたい。

5. 社会福祉協議会においてもファミリーサポートの登録がたくさんあり、自宅に行って保育を援助するということもできるが、なにぶん社会福祉協議会はスペースが狭く、一ヶ所しかないことから、ファミリーサポートセンター開設のために、幼稚園、保育園内の空きスペースを提供することを検討して欲しい。

(回答)

1. 現在実施設計中の文化複合施設内には子ども広場として、子どもさんからお年寄りまでが広場として使用できるスペースを計画しており、また、施設利用の際に一時的に子どもを預けてコンサートや演劇鑑賞ができるような機能もあわせて実施設計や運営方法検討の中で考えて参ります。(建設部)

2. 本荘地域において、休日保育は保育所3園で、また、一時保育については13園中11園で現在実施しております。年々利用者が減少しておりますが、それぞれ充分に需要を満たしている状況であります。保育所以外での実施に当たっては、公共的施設の空き部屋等を利用する場合であっても児童福祉施設最低基準を満たすことが必要となってきますので、空店舗の利用は困難だと考えております。

また、病後時保育は市内4箇所、うち本荘地域は笹道地内で事業を実施しております。利用状況や立地の面からも、現状の事業展開を継続していきたいと考えております。(福祉保健部)

3. 中心市街地の空洞化に大きく影響する空き店舗対策として、市では「空き店舗活用事業補助金」制度を実施しており、これまで3件の申請があり補助金を交付しております。また、学生による空き店舗活用については、県立大学や商工会とも連携しながら検討して参ります。(商工観光部)

4. 非常に手のかかる子ども（いわゆる気になる子ども）については、各種乳幼児検診時や保育園からの相談により、保護者に対し児童相談所による巡回児童相談の受談や秋田県小児療育センターへの受診、市で実施している心身障害児集団訓練事業の参加を勧奨し、早期対応に努めております。

また、保健師による希望家庭の訪問も常時実施しているほか、今年度より保健師による生後四ヶ月までの全戸訪問事業、要援護家庭への育児支援家庭訪問事業を実施し、子育て全般の相談に対応しております。(福祉保健部)

5. 本荘地域の幼稚園、保育園については、いずれも民間であり、自園での保育以外に利用できるスペースの確保は困難な状況であります。

また、ファミリー・サポート・センター事業の託児サービスは利用会員、協力会員の自宅が原則ですが、鶴舞会館以外では中央児童館や子育て支援センター（石脇西保育園隣り）などの施設の利用も可能であります。(福祉保健部)

II. 組合病院跡地活用(組合病院跡地活用のPR)について

6. 文化複合施設説明会は大変良かったが、今市民が一番興味のある組合病院跡地活用の計画は、特に説明会に来られなかった市民には具体的にどうなっているのかが分からない現状である。たとえ、広報に載せたとしても大きい記事だと見るが、後のページやコマが小さいと見ない傾向がある。この組合病院跡地活用については、「挟み込みの特集版形式」で計画内容をPRした方がよい。

7. 組合病院跡地に一番興味があるのは、本荘地域に住んでいる人であり、それ以外の地域の人はあまり関心がないようである。したがって、市全体のまちづくりの延長線上で組合病院跡地を表現するのであれば興味を持ってもらえるのではないかと併せて、本荘地域内やその各地区に対しても別途にPRできるような方法も取っていただきたい。

8. 去年の意見書の中で、組合病院跡地施設の部屋は、小さくも大きくもでき、使い勝手が良く、市民の誰もが利用しやすい「つくり」を望みたいという意見が出されている。本年度の協議会でも同様の意見が出されており、再度、確認のため提案させていただきたい。

9. 市内のスーパーなどで、「本荘うどんはどこで購入可能か」などと聞かれることが頻繁にある。秋田市のアトリオン地下にあるような物産館的なものや、駅前の人も自由に販売できるような市民市場的なもの(機能)を、組合病院跡地の文化複合施設の中に検討して欲しい。

(回答)

6～9.由利組合病院跡地に建設予定の文化複合施設につきましては、計画策定時には市民アンケートを行い、その結果を市広報により市民の皆様にご報告しているところです。

本事業は本荘地域の中心市街地活性化を目的に進めておりますが、昨年度数回にわたり開催しました「本荘市街地地区まちづくり推進協議会」には本荘地域のみならず各地域より委員として参加いただき、市全体の課題として協議し、基本設計にその意見を反映させ、多くの市民に利用してもらえ施設として計画してきたものです。

今年8月には基本設計内容について市民の皆様を対象とした説明会を開催し、多くの賛同を得たところであり、各地域協議会開催の際にも、基本設計内容をご提示しPRに努めてきたところです。

現在、実施設計を行っており、この実施設計において多くの市民に利用していただけるよう使い勝手や物産館的な機能についても更に検討を重ねており、実施設計が完成しだい市民へのご報告を予定しております。(建設部)

Ⅲ. 安全安心なまちづくりについて

10. 夏の間は明るい、冬期間は、スポ少や部活動が行われている午後5時頃から既に暗い状態である。時期的なことも考慮のうえ、危険な暗闇を感じる場所を調査し、外灯の新設を検討して欲しい。特に、鶴舞球場と本荘公園の間に架かる三日月橋の下の国道107号歩道部については早急な対応をお願いしたい。

(回答)

10.街灯の設置場所は、防犯対策から市道の他に公衆用道路(私道等)にも設置されており、道路利用者である地域住民からの要望を受け適時対応しているところであり、教育委員会や学校などからも要望を聞き、検討して参りたいと存じます。

また、国道107号については、道路管理者である県に設置要望をしております。(建設部)

Ⅳ. 市民主導によるまちづくり活動の促進について

11. 半永久的に存続する市民主導のオールラウンドな「まちづくりの組織」があればいいと考える。そうすれば、ある何かのテーマ(例えば、まちなみデザインなど)があったら、例えば2年間に限ってメンバーを決め新しい発想が出やすくするという進め方をすることもできる。行政は予算をつけて実行していくが、一方、市民は予算を考えないで提言するのであるから、必ずしもその場で決まったことを実施しなければならないということではなく、市では、反映可能な提言があったら反映し、将来的に役立てるというスタンスで設置しても良

いのではないか。それにより、永遠のテーマである「まちづくり活動」が長続きしていくのではないか。

(回答)

11. 事業実施にあたり市民各層からの意見をいただくために、企画委員会等を設置したり、市広報や市ホームページにより意見募集して事業に反映させている事業もあります。

「協働のまちづくり」には、市民の意見や発想を取り入れることが不可欠であります。

合併前に、若い世代を中心とした会を定めフリーの提言をいただく事業を実施した自治体がありましたが、テーマの決め方や会の持ち方等の諸事情により終了した例もありますので、そうした事も含め、ご提言の組織等について検討して参ります。(企画調整部)。

V. ゴミの有料化について

12. ゴミを「ゴミ」というようになってから、それ自体すごく増えてしまった。昔の生ごみはそれぞれの各家庭で処理をしていた。なまじ袋があるから、何でもいっしょに詰め込みゴミとして出してしまう。そこで、今回のごみの有料化を機会に、清掃センターの見学会を企画しリサイクルに関する意識を高めていったり、ゴミ全体を減らしていくための応用や実験ができるよう、様々な意見を出し話し合える組織(会)を立ち上げることを考えていくべきである。

13. ゴミの有料化制度を機会に、その減量のため堆肥を作るなどの「昔の人の知恵など」を今の若い人たちに再度教え広めていくべきである。また、ペットボトルなどの資源ごみの出し方のルールが分からない人や守らない人がいる。特にこの資源ごみに関しては、市民の理解度や考え方が違うと思うので、いま一度、市の方で町内会などに周知してもらいたいし、環境共生を考え、環境問題として取り扱うことにより市民の意識を変えていくことも大切である。

(回答)

12. 市のごみ処理等の状況を広く市民に知っていただくことが大切と考えますので、市民や小中学校の夏休み等を利用したごみ処理施設の見学会をはじめ、宅配講座や研修会を開催し、ごみ処理に関する啓発、意識の高揚に努めたいと存じます。

また、ごみの減量化推進のため、公募等によりごみ減量化推進委員会を立ち上げるなどして、様々な方面から意見を伺い、市の計画に反映させていければよいと考えております。(市民環境部)

13.ごみの堆肥化については、今の社会生活環境の中では以前のような方法ではなかなか困難ではないかと存じます。

しかし、排出されるごみのうち特に生ごみが多いことを考えると、単に燃やしてしまうだけではもったいないと考えます。

市では生ごみ処理のための補助制度もありますが、他のリサイクル推進と併せて今後も広報活動を強化し、ごみの減量化に努めて参ります。

また、最近のごみを家庭などで燃やすことが禁じられていることから、落ち葉や剪定枝などもごみとして多く出されます。

こうしたものもごみとして処理せず、堆肥化をはじめとする活用方法 について情報を収集し、検討していきたいと存じます。(市民環境部)

I. 家庭教育振興策について

1. 家庭教育の振興策については、総合発展計画の中で、単に「青少年の健全育成の非行防止対策の推進」にのみ記述されているが、「豊かな心と文化を育むまちづくり」の中にも明確に位置づける必要がある。そして、家庭教育振興策を検討するという表現だけでなく、どうい形で学校・家庭・地域と連携を図ろうとするのか、具体策を出していただきたい。

→ 「教育基本法」が改正(H18.12.12公布・施行)、新たに第10条に「地方公共団体は、家庭教育支援に努めなければならない。」と、また、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」についても規定されている。また、社会教育法第5条第7項には家庭教育講座の開設の規定もある。

2. 家庭教育振興については、「項目立て」をきちんとしたうえで、生涯学習の観点から長期にわたって行われていくべきである。

3. 県では、「生涯教育(学習)推進協議会」があって、既に昭和54年に家庭教育振興策が出されている。家庭教育は家庭でやらなければならないことはもちろんであるが、個々の家庭間の連携が困難な中では、やはり行政が先陣を切って取り組むことが必要である。

4. 「家庭教育」の前に「幼児教育」がある。例えば、友達同士で上手に仲良く遊ぶにはどうすればよいかということから始めるなど、「幼児教育、保育教育」の中で社会ルールやマナーを教えていく必要があるのではないか。

5. 今の若い人は家庭教育に興味がないということではない。事実、保育園の「赤ちゃんの育て方相談部門」では回を追うごとに相談件数が増えており、月50件にも上るようだ。教育に興味はあるが、どうすればよいか分からなくて相談に来る親が多い。その点にもっとスポットを当てるべきである。

(回答)

1. 新市が発足した平成17年度から学校、地域住民、家庭(親)の協力を得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的とする「放課後子ども教室」を開設・運営して参りました。現在は、市内全21小学校と2公民館において、老人クラブ会員による昔遊び指導、親や地域ボランティアによる読み聞かせ、或いは親子活動など、学校、地域住民、親が共同企画立案したプログラムによって自主的に運営しております。

平成17年に策定した「由利本荘市生涯学習推進・社会教育中期計画」は「由利本荘市総合発展計画」の計画期間に準じ目標年度を平成21年度としております。次期中期計画策定にあたっては、学校・家庭・地域との相互協力のもと、各成長

期に応じた家庭教育振興策が具体化できるよう努めて参ります。(教育委員会)

2.生涯各期の学習施策の展開にあたり、乳幼児、児童・生徒、在学青少年の育成を家庭教育に位置づけ、学校・家庭・地域との相互協力のもと、成長期に応じて体系立てて推進できるよう努めて参ります。(教育委員会)

3.家庭教育において家庭の役割を明らかにしながら、生涯学習ボランティアの育成と活用を図り、国・県の補助事業等の導入も視野に入れながら、引き続き努めて参ります。(教育委員会)

4.市内図書館・公民館図書室・学校等で読み聞かせ活動を実践しているボランティアの育成、組織化を図りながら、幼稚園や保育園或いは育児相談会場などでも読み聞かせを行い、乳幼児の豊かな情操の発達に資するよう努めておりますが、今後も保育園や幼稚園と連携をとりながら幼児教育を推進して参ります。(教育委員会)

5.幼児を持つ親を対象とした講座・教室の会場を公民館だけでなく、幼稚園・保育園の理解と協力をお願いしながら、各園で子育て相談を兼ねた講座・教室の開設に努めて参ります。(教育委員会)

II. 開かれた学校(環境)づくりと学校評議員のあり方について

6. 学校評議員会に出席すると、校長から学校経営、子供達の生活や学習について説明されるが、専門的であることからほとんどの学校評議員が「一体自分たちは何をすればよいのか。」が十分理解できていないように思われる。学校評議員が中身を十分理解した上で職務に取り組めるよう講習会などの機会となる場を設けるべきである。

7. 学校評議員制度は、開かれた学校教育という観点からのものであるから、学校によって違いがありすぎるのは逆に問題がある。そういう意味では、せめてブロック別でも良いから、何らかの形で「学校評議員協議会」のような組織立てをし意見交換を可能とするべきである。検討状況について確認したい。

(回答)

6. 学校評議員を推薦する場合には、「どういう理由と目的で選任されるか」を十分に説明しておりますが、今後も、本制度の趣旨についてご理解を深めていただきますよう努力いたします。

(教育委員会)

7. 平成17年度から学校評議員制度が始まり、2年を経過いたしましたことから、本制度は学校現場に定着しているものと捉えています。

学校評議員が一同に会した意見交換の場については、学校長・各評議員会等の

ご意見を参考にしながら検討して参ります。(教育委員会)

Ⅲ. スポーツ振興策(施設の充実)について

8. 昨年度、大規模な大会などがあった場合に備え一箇所に集中した施設整備、各施設へのアクセス道路の整備」を意見としたが、由利本荘市には「あるべき体育施設に関するビジョン」が足りない気がする。大きな大会があるたびに不十分さを指摘されている経緯もあり、このままだと「体育の振興」の観点からも他市から大きな遅れを取ってしまうのではないかということが懸念される。

9. 由利本荘市総合体育館であるが、運動をして汗だくになった後、そのまま帰ってくださとは言えないのではないか。お金を出して温泉に入ってくださいと言われた人もいたらしいが、最低限の機能としてシャワー施設を別途設置すべきである。

10. 「公の施設」の運営についてであるが、以前、遊泳館の運営状態などについて説明を受けた際に、利用率が低く大変な赤字になっていると説明があった。もう少し利用頻度を上げるよう、工夫・努力をするべきではないか。利用率と収入を上げるため、利用者に夜間の利用額を割り引きもしているそうであるが、もっと抜本的な対策を検討すべきである。

11. 国療跡地に「地域体育館」の話もあるが、小さな規模の施設ではなく、全国大会にも対応できるような施設を検討して欲しい。ばいんすば新山のお湯も沢山あるのだから、それを利用した、合宿もできるような全国規模の施設にして欲しい。

(回答)

8. 体育施設の集約化や駐車場・アクセス道路の整備も併せて、総合発展計画の「スポーツ施設の整備・充実」のなかで、調整を図って参ります。(教育委員会)

9. 整備計画に組み入れ、調査・検討して参ります。(教育委員会)

10. 現在、一般客の比較的小さい平日に、大手門温水プール「遊泳館」活用事業として、水泳・アクアビクス・ベビースイミング・水中ウォーキングの各教室を定期的に開催し好評を得ており、参加者も多いことから、回数を増やすなどして継続して参ります。

尚、夜間の利用料の割り引き制度はありませんが、今後も利用度を上げるために検討して参ります。(教育委員会)

11. 長期計画のなかで、十分な調査・検討を重ねて参ります。(教育委員会)

Ⅳ. 高度情報通信基盤の整備について

12. ケーブルテレビにおける加入率が今ひとつ上がっていない原因は、「難視聴対策」が前面に出すぎて、逆に本来の目的である情報の共有化が薄くなってしまったからでは

ないか。地域の一体化のためにこそ、ケーブルテレビは有効なのだということをPRすることが重要だと考える。そのために、説明会や住民主体の番組づくりをすることは非常に有効な対策と考える。

13. 大内地域のみを対象としていたときと同じ体制やレベルで、全地域にわたり充実した番組製作をすることは物理的に困難であると感じる。番組製作の充実に向けた努力はもちろんであるが、そのスタッフの充実(適正な人員確保)など組織体制づくりも大きな課題であり、その具体的な対応を望みたい。

14. 現在のスタッフにおける番組製作への対応が厳しいことから、一般の人からの「投稿ビデオ」などを利用して「身近な地域の話」などを提供する方法も、今一度検討してはどうか。

15. 天気予報や議会中継だけではなく、今、福祉情報を提供することが求められている。特に高齢者に向け、岩城には「はなちゃん電話」があるが、ケーブルテレビは目と耳を使って情報を得られるわけであるから、相当な効果が得られるはずである。今後、福祉関係の番組を検討、提供、充実すべきである。

(回答)

12. 平成18年度から各年度のエリア拡張整備地域につきまして、各総合支所振興課が町内会若しくは地区単位に一齐加入促進説明会の開催を計画し、情報政策課長と事業担当者が説明員として、事業目的やサービス内容の周知を図ってきております。要望があった町内会等には再度、説明に伺っておりますが、全体の出席率の低さは否めず、今後、説明員の増員により説明会の開催数を増やし、事業の目的・有効性を多くの住民に理解していただけるよう対応して参ります。

(企画調整部)

13. 「CATVセンター」の組織については、合併当初から平成18年度までは、旧大内町の組織体制をそのまま継続しておりましたが、平成18年度から「ケーブルテレビ施設整備事業」が本格的にスタートし、平成19年度から岩城地域、東由利地域及び本荘地域の一部地区が新たに供用開始となったことから、平成19年度の機構改正において「情報政策課」と「CATVセンター」を統合し、施設整備関連業務と番組製作関連業務に係る業務体制を整備したところであります。

ケーブルテレビ事業は、行政情報の提供は勿論であります。住民からは、身近な話題が少なく、自主制作番組に魅力を感じられないとの声があります。また、テレビ映りが悪くなった、インターネットが繋がらない等の苦情や問い合わせが毎日あり、業者を派遣する前にすぐ職員が対応してもおりますが、エリアが広がった分対応件数も大幅に増えているため、迅速な対応が困難な状況になってきております。自主放送番組に魅力を感じない、苦情に対する対応が遅いなどということは、ケーブルテレビ事業において加入者が増えないということにつながり致

命的となります。

今後は、加入率向上のためにも、視聴エリアが拡大することに対応でき、充実した番組製作が可能となるよう、人的な体制づくりも検討して参ります。

(総務部・企画調整部)

14.投稿ビデオの募集は毎月発行する番組ガイドでも掲載し呼びかけており、また、取材に行けない場合の撮影をお願いするなど、件数は少ないですが以前より一般の方からの映像を取り入れているところであり、今後も継続して参ります。

また、将来的には撮影を実践している、あるいは興味のある個人・サークル等を掘り起こし、ケーブルテレビを利用して放送できるよう、一般の方による番組制作を推奨し、コミュニティチャンネルの内容充実と有効活用を図ります。

(企画調整部)

15.福祉関係の番組については、テレビ市民室等で取り上げることが考えられますので、関係部署との連携しながら検討して参ります。

ケーブルテレビのシステムでは、現在、加入者宅に設置されているIP端末には安否確認の機能がついており、また、各種機器を接続することにより在宅健康管理、在宅医療・介護支援を行なうことが可能であることから、岩城の「はなちゃん電話」以上のサービスが可能となっております。

ただし、安否確認を行なうためには24時間対応が可能であること、在宅管理・支援を行なうためには保健・医療・福祉機関の受け皿の体制整備が必要であるため、民間活用の可能性を含め関係部署と検討して参ります。(企画調整部)

V. 文化財の保護について

16.市内には様々な有形・無形の文化財があるが、その掘り起こしをもっと充実させるべきである。例えば、松ヶ崎地区八幡神社の絵馬は、県の文化財に匹敵するほど価値がある(江幡氏談)。」とのことであり、また、市内の小・中・高校にも多くの忘れ去られた昔の校歌があるとのことである。そのような未発掘のものが由利本荘市内には未だ多く存在するはずである。現存の文化財保護はもちろん、隠れた文化財の発掘もまた重要であることから、行政による政策的な対応を望みたい。

併せて、各公共施設でケーブルテレビを利用して、有形・無形に拘わらず文化財の映像を放送することも検討していただきたい。

17.合併した今となっては、各地域ごとに文化財(物)を集め保管しなければ、紛失して消えてなくなることが大いに懸念される。郷土資料館は満杯でどうにもならない状況である。早急な対応をしないとそれぞれの地域の良さ(宝)が廃れてしまう。

(回答)

16.由利本荘市における指定文化財については、合併前の各市町から引き継いで

おり、国指定1件、県指定35件、市指定195件の合計231件あります。

文化財の掘り起こしにつきましては、各地域の文化財保護団体等とも連絡を密にしながら情報収集や保護に努めているところであり、意見書にあります松ヶ崎地区八幡神社の絵馬につきましては市指定文化財であり、その重要性を踏まえ、県の指定文化財担当部署である県文化財保護室に情報提供しているところです。

また、現在の小・中学校の校歌については、譜面の収集を終えており、廃校になった学校の校歌についても、各地域の状況把握とその方策等について検討して参ります。

今後ケーブルテレビ等を活用して、指定文化財に関する情報や民俗芸能関係行事予定などについて、関係部署間で連絡を密にし、情報提供に努めて参ります。

また、放送した自主制作番組は全てデジタル保存されるため、CATVセンターが放送番組として制作し、貴重な文化財を映像資産として劣化することなく将来に残すことも考えられます。(企画調整部・教育委員会)

17.文化財の保管については、地域の歴史と密接に関係していることや収蔵施設の問題から、各地域ごとに保管・管理しているところであります。

本荘地域においては、本荘郷土資料館を中心に保管や展示をしておりますが、収蔵スペースが手狭になってきております。このようなことから、長期的には全市的な見地からの収蔵施設の検討を進めているところであります。(教育委員会)

VI. 道路整備について

18. 安全・安心のまちづくり」という観点から道路を考えなければならない。通学路として指定していながら歩道がないのは危険であり問題である。通学路であるという事実を最大限考慮し、歩道の整備を強く望みたい。

19. 国道105号、107号及び108号は、県管理の国道であり、市で直接的に整備する路線でない道路といっても、県と連携を取るため、もっと県に出向くことを検討していただきたい。その際には、地元としても同行することはやぶさかではない。

20. 道路整備には工夫をすることも時には必要である。石脇交差点のように都市計画道路全線を整備しなくても、少しだけ交差点を拡幅して大きな効果を上げている事例もある。例えば、三軒町や緑町ではNTTと電力が向かい合って建っていることから、それらを民地の境に建ててもらふなどすれば、最小限の経費で最大の効果が得られるのではないかな。

21. 道路と同様に、子吉川だけでなく、改修済みの芋川などに対しても、市民が集い、憩える河川環境整備を積極的に施策に組み入れ、継続的に推進していただきたい。

また、その他の排水路整備についても、「災害に強いまちづくり」のため、併せて取り組みの強化を望みたい。

(回答)

18.通学路指定を行っている教育委員会との連携を密にしながら、現地状況を把握し、緊急性や必要性を考慮した歩道整備の検討をして参りたいと存じます。

(建設部)

19.国道105号、107号及び108号は、市の各地域を結び、日常の生活路線として、また隣接市や高速道路へのアクセス道路として重要な役割を担っております。

市では、これまでも市民の安全な交通確保及び利便性の向上のため、県に対し危険箇所や未整備箇所の改良要望を続けてきており、また常日頃、同路線の整備や管理について、県との情報交換や事業実施に伴う協力・連携に努めているところであります。

同3路線については、今後も引き続き事業箇所の整備促進、並びに要望箇所の新規事業化、事業予算の確保について県に対し強く要望するとともに、県との連携強化に努めて参ります。あわせて、国道107号整備促進期成同盟会、秋田県国道108号鳥海ライン整備促進期成同盟会、並びに国道105号については地域高規格道路本荘大曲道路整備促進期成同盟会において、各路線の整備促進を要望して参ります。(建設部)

20.宅地所有者の理解が得られれば場所によっては可能と存じますが、住宅が沿道に近接しており、移設により電線が住宅と交差したり、新設や関連移転があり容易ではないと伺っております。(建設部)

21.河川環境整備事業の継続と同整備事業の拡充について、平成19年8月及び9月集中豪雨による被災規模を踏まえ「災害に強いまちづくり」推進について強く要望して参ります。(建設部)

Ⅶ. 町内会制度における個人情報の取り扱いについて

22.子供や一人暮らしの高齢者に何か問題があり守りたいと考えたときに、個人情報の取り扱いが難しいということが町内会などで話題となっている。個人情報の取り扱いに関しては、行政において取り組んでいただき、その方向性・指針について、教示いただきたい。

(回答)

22.行政で保有している個人情報は、法(住基法、戸籍法、税法等)の目的に基づき収集し保有しているものです。これらの個人情報は、法律等に定めがある場合を除き、本来の目的以外のために利用したり、外部に提供したりすることは出来ないことになっております。

個人情報保護法で、名簿の作成や配布などを禁止しているわけではありませんので、町内会等の名簿作成は町内会の責任において作成することになります。ただし、町内会で名簿作成を行う場合は、次のことに注意して作成してください。

①ルールづくり

名簿の利用目的、名簿に載せる項目、同意の取り方、管理方法などについて町内会で話し合い、ルールをつくってください。また、ルールについては、総会や会報などで会員に説明するなど、周知してください。

②利用目的

会員相互の親睦や連絡など名簿の利用目的を定め、それ以外には使用しないようしてください。また、町内会役員が把握しておく情報と、一般会員に配布する名簿に載せる情報は分けて考えてください。

③本人同意

あらかじめ、本人の同意を得てください。趣旨を十分に説明し、同意が得られなかった場合は、名簿に載せないなどの対応が必要です。また、同意を得る以外にも本人の求めがあった場合には、個人情報を削除することをあらかじめ明らかにした上で、作成・配布することもできます。

④管理方法

名簿が外部の者に渡り、電話勧誘などの営業活動に利用されたりすることのないよう、名簿の見やすい場所に「目的外利用の禁止」や「会員以外への提供禁止」等の注意事項を明記するなどの対策を講じてください。

以上の事項に注意して作成できれば問題はないものと存じます。（総務部）

VIII. 地域並びに町内公民館における管理運営と学習体系の整備について

23. 中央公民館における学習体系や管理運営の状況は理解できるが、地域公民館や町内公民館の運営や学習状況を見ると、全市的に大きな差があるように思われる。生涯学習時代にあって、それぞれの地域での学習環境を整える必要がある。その推進を図るために、地域及び町内公民館長の合同の研修会が是非必要である。

→社会教育法第5章を参照のこと。

（回答）

23. 本荘地域では、町内公民館長研修を行っておりますが、今後、地域及び町内公民館長による全市合同研修会の開催について協議しております。（教育委員会）